

# 高額な外来診療を受ける皆さまへ

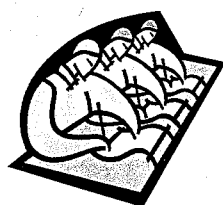
## 平成24年4月1日から

### 「認定証」などを提示すれば、 窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

健康保険組合など

#### 高額な外来診療を受けたとき

病院・薬局など



事前に  
①認定証の申請

②認定証の交付



③認定証を提示  
窓口支払いが  
一定上限額に(※)



(※) 窓口支払いの上限額(月当たり)は、  
所得に応じて異なります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただきましたが、平成24年4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

#### 高額な外来診療受診者

#### 事前の手続き

#### 病院・薬局などで

- 70歳未満の方
- 70歳以上の非課税世帯等の方

加入する健康保険組合などに  
「認定証」(限度額適用認定証)  
の交付を申請してください

「認定証」を窓口で提示してくだ  
さい

70歳以上75歳未満で、  
非課税世帯等ではない方

必要ありません

「高齢受給者証」を窓口で提示  
してください

75歳以上で、  
非課税世帯等ではない方

必要ありません

「後期高齢者医療被保険者証」  
を窓口で提示してください

- 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。  
(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

事前の申請など、詳細は、加入されている

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、  
国保組合、共済組合までお問い合わせください。



厚生労働省

平成23年12月